

会報

第34号 2017年10月5日

連絡先〒732-0058 広島市東区光町2-9-15 原爆遺跡保存運動懇談会
Tel082(261)4423 Fax082(261)1912 / kyouikuken@hi.enjoy.ne.jp



鍵浦さんのタペストリーは街頭署名で大活躍中

かき船裁判第11回口頭弁論(10月4日)報告集会が開かれました。



小西裁判長は、「料亭船かなわ」の定期的な離岸に係わる資料の提出を求めました。原告弁護団が求めた証人申請は全て不必要と断じました。次々回(3月7日の第13回口頭弁論)で結審の可能性も漂わせました。(小西裁判長の任期は3月末までです。)

報告集会で弁護団から次のような説明がありました。

石口弁護士は裁判の概略を述べられました。 裁判長は結審を早めようとしている

被告は、かき船が大手町1・2丁目の住人に生命・身体及び財産への侵害の恐れを生じさせない理由として、原告の住まいが料亭船から50m～150m離れていることを挙げています。しかし洪水時に問題の箇所から150m離れているから大丈夫であるという無茶な論は成り立ちません。

太田川の高潮洪水対策工事は平成32年度を完成年度として進められています。改修工事の終わった箇所は耐震用の鋼板が堤防下面に埋め込まれています。かき船はこの工事の障害物となります。

広島市都市整備局は「かき船かなわ」は建築基準法上の建築物ではなく船であると判断し、建築確認は不要としました。工事は河川法だけでクリアーできるとしたのです(甲7号証)。そのためいくつかの条件はつけました。船体を安定させるロープ・碇は容易な取り外しが可能であること。給排水等のインフラ設備も

容易に着脱が可能であること等など。今回、裁判所が求めているのは、「随時且つ任意に移動可能な」状態を確保するために定期的（年 1 回程度）離岸させその報告を行う事の確認です。広島市はインフラ施設等の着脱が可能状態にあることをもって「物理的離岸状態」としています。（市の答弁が少しずつ変化しているのです。離岸した実績はありません）裁判長が求めた真意は少し不明ではありますが、市行政の不正常な実体を一定明らかにすることに繋がります。

工作物設置許可基準(15号証)の確認を裁判長に求めました。

設置許可基準の第43条は「共通事項 ① 洪水・高潮時に係留された船舶によって治水上の支障が生じるおそれがある場合においては、船舶を治水上支障のない位置へ撤去することを基本とするものとする。」と、明解です。

それでもかき船は建物ではないと裁判長は結論しそうです。しかしその根拠の、広島市が建物ではなく船だとした判断のいい加減さと違法性は明らかにさせなければなりません。

本件は、かき船の移設工事を中国地方整備局長が高潮対策や治水上の問題はないと判断したことにあります。その判断が正しかったのかどうか局長を呼ばなければ判断できないので再度求めました。

堤防や護岸に接続する栈橋は建築物と見なすことを国交省自身が通達していることなど、しっかりと議論を深めてゆかなくてはなりません。今回の裁判は、これらのやりとりで終わりました。

「原告の一人か二人の発言を認める代わりに結審させてくれ」と裁判長からの発言があったそうです。裁判長は結審を早めようと考えているようです。前回の第 10 回口頭弁論で、12 月の第 12 回弁論で裁判を終結させる意思を示しました。今回の裁判でも裁判長はかなり強く裁判の終結の意向を示しました。小西裁判長は広島朝鮮高校の裁判で、証人申請をことごとく却下し強引な判決を下しました。同じような手法でかき船裁判を進める場合には、裁判長忌避もあり得ます。これらについても見通しながら頑張ろうと結ばれました。

藤井弁護士 今日裁判は非常に分かりづらい。

裁判所は結審したがついています。裁判官には、判決の筋書きがほぼ出来上がっていると見るべきでしょう。しかし一方で、裁判長は「かき船の移動可能について」は、離岸状態の説明（資料提出）を求める発言をしました。

裁判長は、広島市が「かき船」は建築物ではないとした判断を国は尊重したのだ。その善し悪しを言っても仕方がない。建築法上の建築物であるかどうかは、かき船自体が **best evidence** だと述べました（結果が根拠であればやった者勝ちです）。それなのに、かなわに離岸の事実があるのか確認はしたいと述べたのです。

裁判長が「国（中国地方整備局）は、かき船が移動不可能であってもいいのだという判断でしょうか？」と問いかけると、国側は「そこまではまだ考えていない」と口を濁した場面もありました。

かき船周辺の高潮対策工事については、最大 40cm の盛り土で対応すると国側は答えています。その具体的な工法を示した文書を早く提出するように申し入れました。被告もそれには応ずるとしました。裁判所はこれらをどう判断するのか。今日の弁論は非常にわかりにくい面があったとまとめられました。

和田森弁護士 裁判の中心は世界遺産原爆ドームを守ることです

かき船の移動問題や高潮対策は訴訟の継続を求める意味では重要な所ですが、この裁判の目的は世界遺産原爆ドームの景観を守ることにあります。皆さんの意見やイコモスの見解・学者の意見を再度集めながら、裁判の本筋、原爆ドームに再度焦点を当てるべく引き続き頑張りましょう。

- ・望月さんから、「NGO 世界遺産ウォッチ」国際会議の参加報告とオブザーバー参加した第 41 回ユネスコ世界遺産委員会の様子が述べられました。その場で各国の関係者 30 人から、かき船裁判へのメッセージを集める事に成功。近日中に翻訳し公表されます。
- ・9月13日の市への申し入れ、「カフェポンテ問題」については会報 33 号をご覧ください。（ブログで）
- ・田村知之先生（広大名誉教授）が「住民と自治」11月号に、「世界遺産・原爆ドーム近くで料亭が営業－河川占用許可の取消訴訟－」と題してかき船裁判の現状を分かりやすくまとめられました。